

「麻薬のしおり」改正概要

1 趣旨

県では、麻薬及び向精神薬取締法に基づく手続、麻薬を取り扱う場合の注意点、行政指導等について記載した「麻薬のしおり」を作成、公表しています。

今般、麻薬及び向精神薬取締法施行規則改正や各種通知に伴い「麻薬のしおり」の内容を改訂します。

2 改正内容

(1) 改正する麻薬及び向精神薬取締法施行規則(令和4年4月1日施行)を踏まえた改正

- ①麻薬小売業者間譲渡に係る要件が変更となったことに伴う案内の追加。
- ②業務を行う役員を変更した際の届出が必要となったことに伴う案内の追加。

(2) その他の改正

- ①令和2年12月25日付け薬生発1225第3号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知を踏まえた押印の廃止
- ②誤字の訂正など文言の整理
- ③麻薬のしおりから様式(麻薬及び向精神薬取締法施行規則の様式を便宜的に掲載していたもの)を削除し、別個の資料(様式集)とする変更。

3 施行期日

令和4年4月1日施行